

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の 一部改正等について（協議事項）

本議題は、道路運送法の改正により、協議運賃に係る取扱いが変更され、地域公共交通会議とは別の会議体で協議することとなったことから、要綱の改正等について協議するものです。

1 一部改正等の概要

令和5年10月1日付けの道路運送法の改正により、協議運賃に係る取扱いが変更された。これまでは、市営バスあさぴ一号などの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃は地域公共交通会議の協議事項として取り扱うことができたが、改正により、地域公共交通会議とは別の会議体で協議することなどが規定されたため、「尾張旭市地域公共交通会議開催要綱」の所掌事務中の「運賃・料金等」に関する事項を削除する等、一部改正を行う。

また、運賃を協議する別の会議体として、「尾張旭市地域公共交通運賃料金協議会」を設置する。構成員は、「市長が指名する職員」、「運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者」、「国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員」、「住民又は利用者の代表」とし、協議会での協議結果は、地域公共交通会議の場で報告する。

2 尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の改正内容（案）

要綱改正に係る新旧内容見え消し：資料1-2のとおり

改正後の要綱（案）：資料1-3のとおり

3 尾張旭市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱の新規制定（案）

尾張旭市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱（案）：資料1-4のとおり

4 施行期日

令和7年3月1日予定

5 道路運送法改正に伴う中部運輸局説明資料の一部抜粋

資料1-5のとおり